

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づく監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

なお、同法第 199 条の 2 の規定により、岩崎勝監査委員を除斥した。

足利市監査委員 岡 本 篤 典

足利市監査委員 柳 収一郎

記

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査
- 2 監査実施日 平成 30 年 1 月 29 日
- 3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた決算書、関係帳簿、証ひょう類等について、試査による内容調査、照合、検査等を行うとともに関係職員等に対する質問等により実施した。

- 4 監査の対象及び結果

団 体 名	対 象	監査結果
公益財団法人 足利市みどりと文化・ スポーツ財団	平成 28 年度 出捐金 30,000,000 円 出資金 9,000,000 円	出捐金等は目的に沿って運営管理され、その経理事務については、適正に執行されたものと認められた。